

第1回知的財産分科会における委員からのご指摘と今回の検討事項

資料1



総論

- 制度には法律という基盤と、体制という実行するための足腰が必要であり、審査官定員という足腰の部分への目配りが不可欠であるということ、きちんと情報発信していくことが大事。
- 今までは審査の速度を優先した制度設計をしていたが、今後はそれだけでなく「出願人重視」「ユーザーフレンドリー」な制度設計を考えていく必要がある。
- 知財の分野で各国をリードできるかどうか、日本の今後の経済成長を大きく左右するのではないかな。
- 本分科会では、産業競争力会議等に対して、「日本経済はこうあるべき」、「こういう知財戦略が望ましい」、「それを支える特許制度をこう変えるべき」、「そのためのマンパワーの充実」についても積極的に物申していくことが強く問われているのではないかな。
- グローバルに外的環境が変化している中であって、10年先、場合によっては20～30年先も含めた視点から、知財制度の検討が必要。
- 特許権侵害訴訟など司法における特許性の判断では、技術専門官庁である特許庁の判断が可能な限り尊重される仕組みを求めたい。

裾野を広げる

- 中小企業に対する特許料等の減免措置の要件緩和が重要ではないかな。
- 特許の資産価値が認められないのであれば、中小企業は権利化に興味が出ない。金融業界に対して特許の重要性を啓発するべき。
- 内需を拡大していくためには、地域ブランド育成の支援が必要ではないかな。
- 「知的財産とは何か」を子どものころから教える体制を、特許庁が推進して作ってほしい。
- 大学等について、国の設備を使い、国の補助金が投入された場合でも、「学生のした発明は当人のもの」というのは実態にそぐわない。
- 論文と特許のキーワードをすりあわせ、検索できる環境を整えることが、新規発明の権利化において大事なので、特許庁が使っている特許文献のシソーラス(専門用語集)を研究者へも開示してほしい。
- 中国、韓国文献を含め迅速・的確な知的財産権情報の提供の観点から、特許電子図書館はぜひ継続してほしい。

イノベーションを促進

- 共同出願について、当事者間で特段の定めをした場合を除き、各々の出願者が他の権利者の同意無しに単独判断でライセンスすることができるよう制度を変更するべき。
- 自社が取得しようとしている権利が、既存の権利と重なっていないかを調べるクリアランスなどの企業負担をできるだけ軽減できるような共通のプラットフォームづくりが大切。
- 日本で特許を取ったとして、侵害が行われても、その罰金額が少ない。
- グローバルにも活躍できる知財人財育成が重要。
- 営業秘密の窃取等に対する罰金額が少ない。
- 営業秘密について議論をする場がない。何が問題で、改善すべき点があるのか議論すべき。
- 弁理士、弁護士の力の活用という視点を入れて、制度を検討してほしい。
- 企業や社会が発明者を評価しやすくなる、そういう形での特許庁の貢献に期待したい。
- 職務発明制度について、企業のグローバル活動に対応した制度を検討していくべき。
- 「産業間領域」が曖昧になっている現状、知財戦略の明確化が必要。特に、オープンとクローズドの組み合わせにおけるクローズド部分の戦略が一つの鍵ではないかな。
- 特許情報と経済の関係を分析するために、欧米特許庁のようにチーフエコノミストオフィスを日本の特許庁にも設ける必要があるのではないかな。

グローバルにも強い

- 世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現のためには、大幅な審査官増員が必要。
- 特許審査ハイウェイという制度を通じて見えてくる、各国制度の差異に関して、調和を進めていくべき。
- 日本は、審査の質の高さなど、他国に比べて日本らしい良さを高めて、日本での特許取得の魅力を高めることが重要。
- 審査の速度については、早くなっている。今後は、ユーザーに審査速度の選択肢を示したり、それによる料金制度を工夫したりすることが必要。今後は、速度はもとより質の高い特許を幅広く保護できる方向がよいのではないかな。
- 日本の産業界の国際競争力が高まるような国際的な審査の枠組みづくり、あるいは各国への働きかけなどを通じ、日本の知財システムが国際的なスタンダードになれるような努力を継続してほしい。
- 各国が一致して重要性を感じており、国際的に最も協調が求められているのは、先行技術調査。日本特許庁が一番力を発揮できる場所ではないかな。
- 日本も、柔軟に製品の形状、色彩、素材、大きさといった各種要素を含んだ、全体的なイメージであるトレードドレスやデザインの保護を認めることが重要ではないかな。
- パソコン画面のアイコンを始めとした画像デザインについても意匠法で保護すべきではないかな。
- 商標権において「音」や「動き」のような新たなタイプの商標の保護を行おうとしており、これは、世界のスタンダードを目指す知財システムの構築という流れに合っている。
- 大学・研究機関と協力して、ASEAN諸国における法律制定プロセスのキーパーソンを長期に育成する活動を行ってはどうかな。
- 新興国での権利保護についてみると、新興国が将来先進国に転換する時期に有用となる、日本企業の特許活用ノウハウのベストプラクティスを知ってもらうことが重要。
- 海外での模倣品に係る民間交渉において、例えば、大使館に派遣したコマーシャルアタッシェの立会いや働きかけなど、相手国に対する交渉力を高める工夫が必要。